

地域応援プレミアム商品券取扱加盟店募集要領

地域応援プレミアム商品券発行協議会

1. 事業の目的

消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行を行う。

2. 商品券の概要

【名 称】 地域応援プレミアム商品券

【発 行 者】 地域応援プレミアム商品券発行協議会
(三条商工会議所、栄商工会、下田商工会、三条信用金庫、三条信用組合、三条市)

【発行内容】

地域応援プレミアム商品券（プレミアム率 25%）を 4,000 円で販売する。

1 セット 10 枚綴り（500 円券×10 枚、5,000 円分）の商品券
商品券の取扱加盟店で **10 月 1 日(火)から使用可能**

【商品券購入及び利用対象者】

- ・ 2019 年 1 月 1 日時点の住民のうち、2019 年度の住民税非課税者
(住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く)
- ・ 2019 年 6 月 1 日時点の住民のうち、2016 年 4 月 2 日以降に生まれた子が属する世帯の
世帯主

3. 商品券の販売方法等

三条市が発行したプレミアム付商品券購入引換券を提示いただき、1 セット 10 枚綴り
(500 円券×10 枚、5,000 円分)の商品券を 4,000 円で販売する。

1 枚の購入引換券で最大 5 冊(25,000 円分)まで販売する。

1 冊購入ごとに購入確認欄に「購入済」の印を押印する。

4. 商品券の利用期間

地域応援プレミアム商品券は、令和元年 10 月 1 日(火)～令和 2 年 3 月 3 1 日(火)までとする。

5. 商品券の制限事項

- (1) 商品券が取扱できるものは三条市内に住所を有するもののみとする。
- (2) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (3) 商品券の現金化はできない。
- (4) 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (5) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (6) 有効期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (7) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、協議会はその責を負わない。

6. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）。
- (2) 有価証券、商品券、宝くじ、たばこ、ビール券、図書券、旅券(旅行単品)、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (3) 取扱加盟店自らの事業者上の取引(仕入商品等の購入)。
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業への支払
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。
- (7) その他協議会が指定するもの。

7. 取扱店の参加資格及び登録等について

三条市内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営む事業者とし、以下の(1)～(4)に該当する事業者を除いたもので、三条市内に店舗等があり商品券が使用できる事業者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- (4) 上記「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

【取扱手数料】

換金時の事務経費等の取扱い手数料は無料とする。

【登録方法】

- (1) 本事業に賛同し取扱加盟店として登録を希望する事業者は、協議会指定の「地域応援プレミアム商品券取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記申請書の提出先に提出する。
- (2) 申請期間
登録申請は 12 月 25 日(水)まで随時受け付けるが、7 月 31 日(水)までに登録が完了しない場合は、取扱加盟店一覧チラシに記載できません。ただし、8 月 1 日(木)以降に登録した場合は、三条市・三条商工会議所・栄商工会・下田商工会のホームページにて随時取扱加盟店を追加登録し PR いたします。
- (3) 申請書の提出先（取扱加盟店登録事務局：何れも営業時間内に限る）
三条商工会議所産業振興課 TEL：32-1311（市内須頃 1-20）
栄商工会 TEL：45-3405（市内新堀 2290）
下田商工会 TEL：46-3073（市内笹岡 360-1）

8. 商品券の換金手続きの流れ

- (1) 商品券取扱加盟店は使用済み商品券裏面に自店名を明記(スタンプ可)し、協議会が指定する取次機関（三条商工会議所・栄商工会・下田商工会・市内金融機関）へ換金申出書とともに提出する。提出期間は平日の午前 9 時から午後 5 時(金融機関は午後 3 時)まで、換金申出書に

記載の「換金申出書持込み期間」のみとする。

- (2) 統括機関である三条商工会議所は、商品券取扱加盟店の請求額を協議会名で指定口座に毎月10日までに請求金額を振込む。振込日が休日の場合、指定口座への振込は翌営業日とする。

9. 取扱加盟店の責務、登録取消について

商品券取扱加盟店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品券は、原則冊子からの切り離しされたものは無効です。商品購入の際に取扱店が代金支払いに必要な商品券を切り離してください。
- (2) 商品券を受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判断される場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を統括機関である三条商工会議所に報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため裏面の所定欄に取扱い店名を記入することとし、既に取扱い店名の記入がある場合は、受取りを拒否してください。
- (4) 受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
- (5) 取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。
- (6) 商品券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。
- (7) 事業者間決済には使用しないこと。
- (8) 取扱店であることが明確になるよう、協議会が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- (9) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- (10) その他協議会がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

商品券取扱加盟店の登録取消

協議会は、商品券取扱店の提出する登録申請書に虚偽の記載があると認められた場合。

また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該商品券取扱加盟店の登録を取り消し、公表するものとする。

これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、協議会は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。

10. アンケート等の実施について

協議会は事業の効果を検証するために、商品券の利用者並びに取扱店に対し、アンケートを実施する場合がある。